

第 33 回 新しい資本主義実現会議への意見

日本商工会議所
会頭 小林 健

賃上げと投資が牽引する「成長型経済」の実現には、雇用の約 7 割（3 大都市圏を除くと約 9 割）を担う中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

現在、中小企業の多くは、円安によるコストプッシュインフレや人手不足に伴う労務費の増大に直面する中、賃上げ原資確保に向けた新事業・サービス開発や価格転嫁による付加価値創出と併せて、人材確保・定着に挑戦している。

創業・スタートアップも含め、各地域における中小企業等の成長資金調達及び人材活用を後押しする環境整備と支援強化が急務である。

1. 人への投資・多様な人材の活躍

（労働市場改革・地方の人手不足対策）

- 労働市場改革の推進に異論ないが、地方では都市部への人材流出への懸念が根強い。地方創生の観点から、地方における賃金水準向上と深刻な人手不足への対応は喫緊の課題。地方への積極的な投資を通じて、高賃金で働ける場の創出が重要。
- 加えて、地域の企業、自治体、金融機関、職業訓練機関等が連携し、地方の人手不足問題を自ら解決する枠組みの構築が求められる。政府が進める「地域の人事部」のような中小企業の人材確保、育成、定着を支援する地域プラットフォームの構築への取組みを推進すべき。長野県塩尻市では、商工会議所協力の下、人事部を有していない地域の中小企業の人事機能やコンサルを担う NPO 法人（MEGURU）が設立され、地域全体の人材確保を支援する動きも出てきており、民間主導のプラットフォームづくりへの支援を拡充されたい。

（最低賃金）

- 日本商工会議所の調査では、最低賃金に関する政府目標「2020 年代中に全国加重平均 1,500 円」について、中小企業の 7 割超が「対応は不可能もしくは困難」と回答し、仮に 2025 年度より 7.3%の引上げとなれば地方・小規模企業の約 2 割が「休廃業を検討」としている。
- 最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティネットとして、強制力を持って全ての企業に適用される。実態を十分に踏まえない引上げは地方の産業・生活インフラを支える中小・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない。

- 政府方針の検討に当たっては、こうした中小・小規模事業者の実態など、労使双方の意見を十分に踏まえて議論すべきである。併せて、中央・地方の最低賃金審議会における、法定三要素（賃金、生計費、企業の支払い能力）のデータに基づく納得感ある審議決定を強く求める。
- 日本の最低賃金額は国際的な指標と比較し低水準との指摘もあるが、諸外国では若年層や未熟練労働者について適用除外や減額措置が設けられるなど、制度の違いがあり、単純な比較はすべきでない。

（働き方改革）

- 働き方改革については、建設業や運輸業を中心に人手不足を一層深刻化させているとの声も多い。働き方改革関連法の総点検、実態を踏まえた見直しの方針には異論ない。労働者の健康管理を前提に、より柔軟な労働時間管理の在り方を検討すべき。

2. スタートアップ、イノベーション

（産学官金連携による創業・スタートアップ支援）

- 地方都市におけるスタートアップは、研究開発など事業成長に資する十分な資金調達が困難。わが国のユニコーン企業が少ない理由の1つとして、日本人の投資意識や未上場株式の発行・流通市場が未成熟であることが挙げられる。
- 「スタートアップ育成5か年計画」の目標である「2027年度までにスタートアップへの投資額を10兆円規模に拡大させる」ため、投資家保護を大前提としつつ、一般投資家等への投資教育と特定投資家制度の拡充等の環境整備が必要。
- また、新成長分野等に挑戦するスタートアップへの支援と、地域課題解決や市民生活に即した事業やサービス等を目指す創業支援とでは、リスク管理や評価手法が異なるため、多様な資金調達手法の整備が必要。デット・ファイナンスに加えて、企業による適切かつ簡素な情報開示の下、未上場株式の発行・流通市場の再構築等によるエクイティ・ファイナンスの充実が急務。
- 金融支援として、事業性評価融資に資する企業価値担保権や、商工会議所等の経営支援の下に実施するマル経融資の更なる推進が有効。創業・スタートアップ勃興には、事業承継やM&A対策の拡充とあわせた政策支援の強化が必要。

以　上